

令和7年4月28日

支出負担行為担当官
 防衛省大臣官房会計課
 会計管理官 平下 一三
 (公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
情-I-038	プロジェクト監理能力開発支援	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）

3. 入札日時 令和7年6月17日（火）10：30

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - （2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - （3）令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - （4）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - （5）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - （6）適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
 - （7）上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和7年5月20日（火）12：00までに、下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項目	基準	数値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であつて、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野

における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創業ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、保有個人情報等の取扱いに関する特約条項

11. その他

(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。

(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。

(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。

(4) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和7年5月21日（水）12:00までに提出しなければならない。

(5) 入札に関する条件（仕様書2.3 a)～e)に定める本業務の実施体制並びに仕様書8.4 a)～c)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和7年5月21日（木）12:00。必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。

(6) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年6月13日（金）までに、下記担当者必着分を有効とする。

(7) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間 9:30～18:15（12:00～13:00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 押川 電話 03-3268-3111 内線 20823

仕様書			
件名	プロジェクト監理能力開発支援 役務	作成年月日	令和7年4月21日
		仕様書番号	
		整備計画局サイバー整備課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、情報システムの整備事業に携わる担当者に対して、プロジェクトの企画・予算要求・調達等に関する専門的な知識及びマネジメントに関する知見を付与し、プロジェクト監理能力の向上を図るための「プロジェクト監理能力開発支援役務（以下「本役務」という。）」について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書を規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書が定める事項がこの仕様書と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書を優先する。

- a) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- b) 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）
- c) 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（令和6年6月5日デジタル社会推進会議幹事会決定）（以下、「標準ガイドライン」という。）
- d) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。4. 3. 31）（以下「情報セキュリティ通達」という。）
- e) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）
- f) 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月28日閣議決定）
- g) 「情報システムの整備に関する手引」（令和6年2月）（以下「手引」という。）
- h) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

2 本役務に関する要求

2.1 背景及び目的

情報システムの整備事業に携わる担当者は、標準ガイドライン及び手引等に基づき、予算要求の妥当性の確保、調達の競争性・公平性の確保等に留意し、企

画・予算要求・調達等の各種工程を経て、各種事業を推進している。しかしながら、担当者（定期異動に伴う新任者も含む。）の多くは、必ずしもプロジェクト監理に必要な知見、能力を有しているわけではなく、短期的な業務経験に通じて能力を醸成しているのが現状である。このため、システムの課題認識、業者提案に対する評価への判断に苦慮しており、プロジェクト監理の滞りにより本来達成されるべきシステムの品質に影響を与える恐れがある。

このため本役務では、情報システムの整備に係る、企画から予算要求、調達の工程の業務（以下、「情報システムの整備」という。）について、集合教育（講義）、実習等を通じて知見、能力を付与し、防衛省・自衛隊のプロジェクト監理基盤の強化に資するコア人材の育成を目的とする。

2.2 契約相手方の要件

契約相手方は、表 1 に示す教育内容を熟知しているとともに、次に示す要件を満たしていること。

- a) 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」、標準ガイドライン等の政府方針について十分理解があり、一元的なプロジェクト監理の方針、手続きを踏まえた、府省庁等におけるシステムコンサルティング業務・システム監査業務等の契約実績を有すること。
- b) 政府及び防衛省の情報システム関係予算等の要求プロセス（省内調整、概算要求から予算成立まで）について十分理解があり、府省庁等におけるプロジェクト監理支援、業務・システム最適化支援、情報システムの整備に関する工程管理等の契約実績を有すること。
- c) 情報システムの調達について十分理解があり、見積精査法、工数積上げ法、ファンクションポイント法などの積算手法を熟知しており、かつ政府の一般競争入札（総合評価落札方式を含む。）の契約方式及び技術評価方法に知見を有すること。
- d) 専門の教育機関を保有し、官公庁及び独立行政法人に対する教育及び講師派遣の契約実績を有すること。
- e) 集合研修及びリモートでの教育の実施実績があり、継続した教育環境を提供した実績を有すること。
- f) 入札参加者は、本役務を実施する部門を対象として、ISO 27001の認証を取得していること。
- g) 入札参加者は、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）の「調達における情報セキュリティ基準」適合者であることを証明すること。

2.3 役務従事者の要件

本役務の実施に当たっては、次の要件を満たす従事者を確保し、これを変更する場合には事前に官側と協議すること。

- a) 契約の履行に必要な業務に従事する者，かつ履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- b) 業務従事者が，履行に必要若しくは有用な，又は背景となる経歴，知見，資格，語学（母語及び外国語能力），文化的背景（国籍等），業績等を有すること。
- c) 役務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
- d) 役務従事者が日本国籍を有していること。
- e) 教育を担当する講師について，表 1 に示す教育項目に関する能力が十分にあることを，当該類似案件に係る事業又は教育に従事した実績，資格等を届け出ることにより証明すること。

2.4 本役務の内容

2.4.1 教材設計書の作成

契約相手方は，本教育において情報システムの整備に係る業務の知見，能力に応じ，基礎編と実務編の2種類の講座を実施することとし，基礎編と実務編それぞれの教材設計書を作成すること。また，各教材設計書は，2.4.2 の承認前までに官側と協議の上，提出すること。

- a) 基礎編では，表 1 に示す教育項目ごとに，次の事項を基準とした教材設計書（基礎編）を作成すること。
 - ア) 教育項目ごとのレジュメ
 - イ) 現状の課題
 - ウ) 取得させる知識及び技能の目標
 - エ) 教育の手法（講義，実習等）
 - オ) 時間配分

表 1 教育項目（基準）

分類	テーマ	内容
企画	システム化企画	業務課題に対する対応方針案を評価し，システム化対応是非の検討
	プロジェクト計画書の作成	プロジェクト計画書の実例を基に解説

表 1 教育項目（基準）（続き）

分類	テーマ	内容
予算 要求	予算要求の事前準備	予算要求の年間スケジュール
		対象範囲決定時の要点
	参考見積りの取得	見積書の様式
		参考見積り依頼時の留意点
		事業者の選定と見積り依頼
	参考見積の精査（役務編）	AP 規模と工数，開発以外の工数
		要員レベルと作業内容の組合せ
		市場価格で積算しているか
	参考見積の精査（機器編）	調達方式の比較，検討
		ソフトウェアライセンスコスト低減を検討
		基本ソフトのサポート期間を配慮
	概算要求書の作成	経費区分への仕訳
		コスト削減のための過年度実績との比較
		外部有識者による評価
執行計画案の作成と調整	予算執行計画策定の全体フロー	
	プロジェクト計画書の更新	
調達	調達の事前準備	合理的な調達単位の検討
		調達の方式の検討
	調達仕様書の作成	要件定義に基づく案件概要の作成
		役割分担の揭示と入札制度の設定
		作業内容，成果物の記載
		要件の記載要領
		HW，SW の調達に関する留意事項
		設計／開発の調達に関する留意事項
		サプライチェーン・リスク等，その他の留意点
	調達手続きとプロジェクト管理	提案依頼書と公告の内容
		審査と入札札，契約手続き
プロジェクト管理のポイント		
全般	総合	実務課題を題材にしたグループ討議及び演習

※テーマ，内容の決定及び実施要領については，細部官側と調整するものとする。

b) 実務編では、表 1 に示す教育項目を対象に、事例を用いた実習を主とした形で、次の事項を基準とした教材設計書（実務編）を作成すること。

なお、実習で用いる事例については、事前に、官側にヒアリングを実施し、十分に分析をした上で設定すること。

ア) 表 1 の教育項目の業務手順及び作成書類等の事例

イ) 現状業務の課題

ウ) 教育の手法（講義、実習等）

エ) 時間配分

2.4.2 教育コンテンツの作成

契約相手方は、2.4.1 に基づき、教育コンテンツ（レジュメ、プレゼンテーション資料、教本等）を作成し、官側に確認の上、承認を得るものとする。

2.4.3 教育実施計画書の作成

a) 教育実施日程は、各テーマ 2 回以上かつ土日を除く 4 日間以上とし、変更が必要な場合は、官側との調整による。

b) 教育時間は、講師等の都合等を考慮して教育実施計画書において設定するものとする。なお、午前及び午後の間に 1 時間休憩、90 分毎に小休憩を挟み、小まめに部屋の換気等を行うものとする。

2.4.4 教育の実施

a) 教育は、集合教育により実施するものとする。

b) 実習環境を確保するため、一度に全ての受講者が実習を行う上で十分足りるだけの、通信速度、同時接続性、セキュリティ等を確保したソフトウェア環境及びハードウェア環境を受講者に提供するものとする。

c) 契約相手方は、教育コンテンツ（紙媒体）を準備し、受講した隊員が個々に持ち帰ることが出来るものとする。なお、配布用の教育コンテンツについては、事前に官側に提出し確認を受けるものとする。

d) 教育実施場所は、防衛省省内又は防衛省から公共交通手段等を用いて 60 分以内に到着する場所を基準とする。

e) 教育対象者数は、各回最大 20 名（基準）を基準とする。

f) 個人演習とは別に組織グループ演習を設け、組織グループ特有の実務に沿った課題を中心とした内容とし、座学で学んだ知識を実践できるものとする。

g) コア人材による普及教育等の活用するため、集合教育時のプレゼンテーション画面及び遷移に沿った音声を収録した、普及教育用動画を官側に提出すること。なお、収録方法等の細部は、官側との調整による。

2.4.5 教育実施結果報告書

契約相手方は、教育終了後から履行期間終了までに、次の事項を基準に教育事項に関する結果を取りまとめた教育実施結果報告書を作成し、官側の承認を得て、

提出するものとする。

- a) 各回の受講者，アンケート結果
- b) 教育の提供方法や内容についての課題と次年度以降の教育の改善事項
- c) 一連の教育を通じて導出された課題と対応方向性

2.5 役務期間

契約締結日から令和8年3月31日までの期間とする。

2.6 役務実施場所

防衛省市ヶ谷地区（東京都新宿区市谷本村町5-1）及び契約相手方の施設内（官が認めた施設内）とする。

2.7 役務の要領

2.7.1 役務実施計画書の作成

契約相手方は，契約締結後速やかに本役務全体に関わる次の事項を記載した役務実施計画書（官側との調整期間，教材準備期間等を含む。）を作成し，官側と調整の後に提出し，承認を得るものとする。また，役務実施計画書に変更の必要が生じた場合は，同じ手続を取るものとする。

- a) 実施体制
- b) 実施日程（定例報告を含む。）
- c) 実施要領
- d) その他必要な事項

2.7.2 定例報告

本役務の状況について，平日1回2時間／1月を基準とし，官側（要求元）への状況報告を行うものとする。併せて，各機関との調整を行った場合はその内容の報告も行うものとする。

3 提出書類

契約相手方は，表2に示す提出書類を提出し，要求元の承認を得るものとする。

表2-提出書類

書類の名称	部数	提出期限	備考
契約相手方の条件に係る証明	1	適合条件締切日まで	任意
役務従事者の条件に係る証明	1	適合条件締切日まで	任意
教材設計書	1	実施計画に示す時期	電子データ

教育実施計画書	1	実施計画に示す時期	電子データ
役務実施計画書	1	契約後速やかに	電子データ
定例報告資料	1	必要の都度	電子データ
役務従事者名簿	1	契約後速やかに並びに必要の都度	電子データ
第三者従事届	1	必要の都度	電子データ

※ 提出書類の電子データについて、ファイル形式は PDF または Microsoft office (Word 又は PowerPoint) とし、電子メールによる送付を可とする。

4 納入品

納入品は、表 3 のとおりとする。

電子媒体については、CD-R 等に格納すること。

表 3-納入品

納入品	部数	納入期限	備考
教育コンテンツ	1	契約満了日まで	電子媒体 1 部
普及教育用動画	1	契約満了日まで	電子媒体 1 部
教育実施結果報告書	1	契約満了日まで	電子媒体 1 部

5 納入場所

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛省整備計画局サイバー整備課

6 検査

整備計画局サイバー整備課支出負担行為担当官補助者（以下「支出負担行為担当官等」という。）が行う。

7 契約相手方の責務

- a) 契約相手方は、本役務の履行に際し、管理責任者を定め、防衛省職員からの質問、検査及び資料の提示等の指示に応じなければならない。修正及び改善要求があった場合には、別途協議の場を設けて対応を決定する。
- b) 不測の事態により定められた期日までに本役務を完了することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を官側に連絡し、その指示に従うこと。
- c) 本役務の過程において官側から指示された事項については、迅速かつ的確に実施すること。

8 情報保全

8.1 守秘義務

契約相手方は、本役務の履行に当たり知り得た事項について守秘義務を負い、その効力は契約終了後も継続するものとする。

8.2 秘密保全

- a) 契約相手方は、官側から貸付けを受けた文書及び電子データについては、本役務終了時に官側に返却すること。また、提供を受けた文書及び電子データについては、本役務終了前までに消去又は廃棄して、速やかにその旨を書面で報告すること。
- b) 立入禁止場所等への携帯電話、パソコン及び可搬記憶媒体の持込みについては、官側と協議の上、その指示に従うこと。
- c) 本役務の遂行において契約相手方の情報セキュリティ対策の履行が不十分であると官側が認めた場合は、官側の求めに応じ協議を行い、官側と合意の上で、改善を図ること。
- d) 本役務に係る情報以外の官側が所管する情報及び情報システムに不要なアクセスを実施しないこと。

8.3 個人情報保護

契約相手方は、官側から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。

8.4 情報保全に係る体制の確保

契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をし

- ようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。)として取り扱われることを保障する履行体制をとること。
- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制をとること。
- c) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制をとること。

8.5 保護すべき情報

契約相手方は、本契約の履行により知り得た保護すべき情報の取扱いについて、情報セキュリティ通達に基づき、表4に示す保護すべき情報を適切に管理するものとする。

表4 保護すべき情報

No	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	留意事項
1	ネットワーク、システムに関する情報	(1) ユーザ情報 (2) 構成図 ア システム構成図 イ ハードウェア構成図 ウ ソフトウェア構成図 エ ネットワーク構成図 (IP アドレス一覧やシステム規模が類推できる機器性能情報等を含む。)	官側との調整時、各評価実施時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。
2	セキュリティ仕様に関する情報	(1) ファイアウォール設定 (2) セキュリティパッチ適用状況	
3	設置場所等の施設情報	端末等機器配置図 (設置部隊及び数量含む)	
4	予算要求及び調達に係る情報	(1) 概算要求書及びその積算内訳 (2) 事業者からの提案書・見積書 (3) 調達計画書案、仕様書案	

9 所有権及び著作権

- a) 本調整支援等によって作成した書面 (電子媒体を含む。) その他類似の派生物

については、所有権及び著作権は、国に帰属するものとする。ただし、契約相手方が本調整支援等の以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については、この限りではない。

- b) 受講者に提供された教材資料については、防衛省・自衛隊の内部において、無償で利用できるものとする。
- c) 教材資料の作成に当たって第三者が権利を有する著作物（写真，地図等）を使用する場合には、著作権，肖像権等に厳重な注意を払い，当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを契約相手方において行うものとする。
- d) 本役務に関し，第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には，当該紛争等の原因が専ら官側の責に帰す場合を除き，契約相手方は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- e) 以上の項目については，契約期間の終了後においても同様とする。

10 その他の指示

10.1 貸付品

契約相手方は，各機関からの回答のほか，本役務の実施に必要な官の保有する資料等について，要求元と細部を協議の上，無償で貸付け又は閲覧することができる。

10.2 官側の支援

契約相手方は，本役務の実施に当たり官の支援を必要とする場合には，官と調整の上，次の事項について無償で支援を受けることができる。

- a) 現地調査を実施する際の諸調整
- b) 事務室，水，電気，端末及び内線電話の使用
- c) その他，官側が必要と認めた事項

10.3 本役務に従事する者の申請

契約相手方は，本役務に従事する者について，役務従事者名簿を契約後速やかに作成し，支出負担行為担当官等に提出し，承認を得るものとする。本調整支援等に従事する者の追加，変更等が生じた場合には，遅滞なく支出負担行為担当官等の承認を得るものとする。

10.4 第三者の従事

契約相手方は，本契約の履行に当たり，第三者に従事させる必要がある場合には，あらかじめ当該第三者の事業者名等を届け出なければならない。

10.5 立入禁止場所等への立入

各機関等の長が定めた立入禁止場所に立ち入る場合は，各機関等の立入手続に従い，実施するものとする。

10.6 国等による環境物品等の調達に関する法律の遵守

調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

10.7 疑義事項

本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官等と協議し、その指示に従うものとする。

情報セキュリティ指定書	発簡番号			
	調達要求番号	第48号		
	調達要求年月日	令和7年4月21日		
	作成部課	整備計画局サイバー整備課		
	作成年月	令和7年4月21日		
品名	プロジェクト監理能力開発支援役務			
仕様書番号				
<p>1 保護すべき情報の管理</p> <p>契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。</p> <p>2 保護すべき情報として指定された情報</p>				
番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	留意事項	備考
1	ネットワーク、システムに関する情報	(1) ユーザ情報 (2) 構成図 ア システム構成図 イ ハードウェア構成図 ウ ソフトウェア構成図 エ ネットワーク構成図 (IPアドレス一覧やシステム規模が類推できる機器性能情報等を含む。)	官側との調整時、各評価実施時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。	
2	セキュリティ仕様に関する情報	(1) ファイアウォール設定 (2) セキュリティパッチ適用状況		
3	設置場所等の施設情報	端末等機器配置図(設置部隊及び数量含む)		
4	予算要求及び調達に係る情報	(1) 概算要求書及びその積算内訳 (2) 事業者からの提案書・見積書 (3) 調達計画書案, 仕様書案		
<p>3 特記事項</p> <p>保護すべき情報の提供は、防衛省内で閲覧に供することにより提供するものとする。</p>				

適合条件

1 条件

(1) 契約相手方について

ア 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」、標準ガイドライン等の政府方針について十分理解があり、一元的なプロジェクト監理の方針、手続きを踏まえた、府省庁等におけるシステムコンサルティング業務・システム監査業務等の契約実績を有すること。

イ 政府及び防衛省の情報システム関係予算等の要求プロセス（省内調整，概算要求から予算成立まで）について十分理解があり，府省庁等におけるプロジェクト監理支援，業務・システム最適化支援，情報システムの整備に関する工程管理等の契約実績を有すること。

ウ 専門の教育機関を保有し，官公庁及び独立行政法人に対する教育及び講師派遣の契約実績を有すること。

エ 入札参加者は，本役務を実施する部門を対象として，ISO 27001の認証を取得していること。

オ 入札参加者は，装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）の「調達における情報セキュリティ基準」適合者であることを証明すること。

(2) 役務従事者について

教育を担当する講師について，仕様書表1に示す教育項目に関する能力が十分にあることを，当該類似案件に係る事業又は教育に従事した実績，資格等を届け出るにより証明すること。

2 提出書類

契約相手方及び役務従事者について，1に示す条件を満たすことを証明する資料。なお，提出書類に関する問い合わせは，提出期限前日の17時15分までとする。

また，提出した証明書等について，官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果，当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

3 提出部数

1部

4 提出期限

令和7年5月21日（水）1200